

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730042

研究課題名(和文) 障害差別禁止法のエンフォースメントと障害者政策の関係に関する研究

研究課題名(英文) Enforcement Under Disability Discrimination law and Disability Policy

研究代表者

所 浩代(TOKORO, Hiroyo)

福岡大学・法学部・准教授

研究者番号：40580006

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、雇用における障害差別の是正を実効的に行うための仕組みを考察した。雇用における障害差別については、障害差別を禁止する法律を立法し、差別の是正と予防を行うことが一般的である。もっとも、障害差別の規制方法は、国によって異なる。米と英は、障害に特化した差別禁止法を制定し、裁判所により司法救済を個人が求めることができるようになっているが、それとは別に行政機関が差別の苦情を受け付け、紛争の内容を吟味し、解決に向けたアドバイスを行う。本研究では、このような行政による支援の有効性を検証した。また、障害者の雇用機会の拡大という政策目標に、差別禁止法がどの程度貢献しているのかについても検討した。

研究成果の概要(英文)：Disability discrimination law provides judicial remedy system for people with disabilities, who face on discrimination on the basis of disability. However judicial remedy, like courts, is not only method for resolving disputes between a company and its employee with disabilities. In some cases, Mediation or arbitration which is provided by administrative agencies is better to resolve that disputes than taking to court. This research focuses on enforcement systems of disability discrimination laws in three countries (U.S., U.K, Japan) and analyzes effectiveness of judicial remedy and administrative remedy in these countries.

研究分野：労働法

キーワード：労働法 社会保障法 障害 メンタルヘルス

## 1. 研究開始当初の背景

日本は、2006年に国連において採択された「障害者権利条約」に署名し、当時、同条約の批准に向けて国内法の見直しを行っていた。雇用分野については、2013年を目途に障害差別禁止法案の提出が計画されていて、「合理的配慮の提供」という新たな義務の導入が本格的に検討されていた。「合理的配慮」とは、雇用においては、障害のある者が就労するために必要としている職場の調整措置を意味し、国際的には、この合理的配慮の提供拒否を「差別」の一類型と定めて、他の不利益取扱いと同様に、強く規制する国が増えている。先の国連条約においても、合理的配慮の提供拒否は差別の一つとされており、差別の救済に関する手続整備が要請されている。

このような障害者法制の国際的動向を背景に、労働法学においても、障害差別に関する理論的研究が進められていた。とはいえ、それまでの国内の研究動向をみると、諸外国の障害差別禁止法の制度概要の紹介や規制のあり方に関する解釈論的研究が多く、障害差別禁止法のエンフォースメントのあり方や障害者政策全体における障害差別禁止法の役割等を、他の障害者自立施策との関連に着目して考察し、立法的提言を行う研究は少なかった。

一方、米国や英国といった障害差別禁止法の導入に早くから取り組んだ国々では、障害者に対する実質的な雇用機会の確保をめざし、差別禁止法のエンフォースメントのあり方や、差別禁止法と他の就労支援策（保護雇用制度、職業リハビリテーションプログラム等）との連携といった発展的な問題に関する研究が進んでいた。本研究は、障害者法制の特質を念頭に置きながら、「障害差別禁止法のエンフォースメントをめぐる理論的課題」と「差別禁止法のエンフォースメントの強さと障害者就労支援政策との関係」等について比較法学的考察を試みるものであり、日本における障害者の権利保障法理を発展させる礎石となる可能性を有しているものだった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、障害差別禁止法のエンフォースメントとその他の障害者就労支援策との関係を比較法学的に考察し、日本の障害者雇用政策に関する立法的提言を行う

ことであった。

上記目的を達するために、英国と米国を対象として次の作業を設定した。

ハードロータイプの障害差別禁止法を導入する両国のエンフォースメントの違いの考察。ここでは、障害差別の救済手続・救済内容・実効性を高めるための補完施策等を取り上げ、両国の特徴を明らかにする。

先の分析をふまえて、両国の障害者法制の体系を俯瞰し、差別禁止法のエンフォースメントの強さと他の就労支援施策との関係を検討する。

## 3. 研究の方法

本研究は、3年で行われるものである。各年度では、次の作業に取り組んだ。なお、3年間で取り組むべき研究は以下の通りである。障害差別禁止規範の実現手法の整理と検討。障害差別禁止法の救済手法の選択とエンフォースメントの強さとの関係の分析。障害差別禁止法と他の施策との関係の解明。

初年度（平成24年）は、アメリカの連邦法（ADA）に着目し、エンフォースメントの強さを、救済手続きの種類、内容、実施状況の点から考察した。この作業と並行して、アメリカの連邦レベルの障害者雇用促進施策、所得保障施策の状況も整理した。文献研究と裁判例の検討を行った。

2年目（平成25年）は、日本において、障害差別解消法の立法、障害者雇用促進法の改正等の法改革が行われた。そのため、これら一連の改革での変更点、以前の法制度の課題を踏まえながら検討し、その意義と課題を分析した。ここでは、アメリカ、イギリス、その他の国々の状況も文献で研究し、比較法的研究に取り組んだ。

3年目（平成26年）は、イギリスの障害差別禁止法の内容の理解、整理、検討に取り組んだ。イギリスの研究者へのインタビューを行い、割当雇用を廃止し差別禁止法への移行したイギリスの状況を考察した。また、アメリカ、イギリス、日本の雇用差別禁止法のエンフォースメントを比較した。

## 4. 研究成果

本研究では、雇用における障害差別の是正を実効的に行うための仕組みを考察した。雇用における障害差別については、障害差

別を禁止する法律を立法し、差別の是正と予防を行うことが一般的である。もっとも、障害差別の規制方法は、国によって異なる。米と英は、障害に特化した差別禁止法を制定し、裁判所により司法救済を個人が求めることができるようになってきているが、それとは別に行政機関が差別の苦情を受け付け、紛争の内容を吟味し、解決に向けたアドバイスを行う。本研究では、このような行政による支援の有効性を検証した。

また、障害者の雇用機会の拡大という政策目標に、差別禁止法がどの程度貢献しているのかについても検討した。

そのうえで、日本、アメリカ、イギリスの3国の障害差別禁止法のエンフォースメントの違いについて整理した。ここで得られた知見は、アメリカのロサンゼルスで開かれたロヨラ・ロースクール主催のシンポジウムで、発表し、アメリカの研究者から、貴重なアドバイスを受けた。

比較法的研究から得られた知見に基づき、日本の障害者法制の今後の方向性に関する私見を、学会誌に掲載した（雑誌論文の「障害者雇用促進法の改正、日本労働法学会誌、査読有、124号、2014、211-219、雑誌論文の「精神障害者の雇用義務化と今後の課題、季刊労働法、査読無、243号、2013、49-59」）。

また、日本の裁判例にみられる障害者雇用紛争の課題については、判批の中で取り上げた（雑誌論文「判批（障害のあるバス運転士に対するシフト上の配慮を廃止することが違法とされた例）」新・判例解説 Watch、査読無、14号、2014、283-286）。

イギリスについては、最終年次に、作業を始め、現在、論文にまとめる予備作業を進めている。近日に、成果を公表する予定である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 5件)

所浩代、障害者雇用促進法の改正、日本労働法学会誌、査読有、124号、2014、211-219

所浩代、判批（障害のあるバス運転士に対するシフト上の配慮を廃止することが違法とされた例）新・判例解説 Watch、査読

無、14号、2014、283-286

所浩代、精神障害者の雇用義務化と今後の課題、季刊労働法、査読無、243号、2013、49-59

所浩代、長時間労働の抑制とメンタルヘルス不調者の復帰支援をめぐる課題 建設技術事件、季刊労働法、査読無、240号、2013、118-127

所浩代、判批（大学病院の医師から臨床研究を取り上げる措置の違法性）新・判例 Watch、査読無、2012、279-282

〔学会発表〕(計 1件)

所浩代、The Policies for People with Disability in Japan、Employment Law and Policy in U.S. and Japan、2013年3月18・19日、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス、ロヨラ・ロースクール主催

〔図書〕(計 1件)

所浩代、北岡大介、山田哲、加藤智章、会社でうつになったとき・労働法ができること、旬報社、2014、3-36

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

所 浩代 (TOKORO, Hiroyo)  
福岡大学・法学部・准教授  
研究者番号 : 40580006

### (2)研究分担者

( )

研究者番号 :

### (3)連携研究者

( )

研究者番号 :